

議案第 3 2 号

調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 2 4 日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 大和田 正治

提案理由

調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則において引用している武者小路実篤記念館条例の条項を変更するための改正を提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則の一部を改正する規則

調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則（昭和60年調布市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月24日から施行する。

調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則 昭和60年 8月15日教育委員会規則第9号 改正 略</p> <p>調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則 (設置)</p> <p>第1条 調布市武者小路実篤記念館条例(昭和60年調布市条例第25号) <b>第</b> <b>13条</b>第1項の規定により、調布市武者小路実篤記念館(以下「記念館」 という。)に調布市武者小路実篤記念館顧問(以下「顧問」という。)を 置く。 以下 略</p>	<p>○調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則 昭和60年 8月15日教育委員会規則第9号 改正 略</p> <p>調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則 (設置)</p> <p>第1条 調布市武者小路実篤記念館条例(昭和60年調布市条例第25号) <b>第</b> <b>8条</b>第1項の規定により、調布市武者小路実篤記念館(以下「記念館」と いう。)に調布市武者小路実篤記念館顧問(以下「顧問」という。)を置 く。 以下 略</p>

附 則 (令和5年 月 日教委規則第 号)  
この規則は、令和5年5月24日から施行する。